

共済年金の標準報酬額平均額×120月×生年月日による乗率×スライド率
厚生年金の標準報酬額平均額×120月×生年月日による乗率×スライド率
の年金をもらえます。

* 60歳前半の特別支給の老齢厚生年金もありますが、生年月日により支給
開始年齢が違いますので、ここでは、その説明は割愛しています。

60歳前半の特別支給の老齢厚生年金は、25年と一定の年齢要件を
クリアして厚生年金の期間が1年以上あれば受給できます。

★年金ケーススタディ～配偶者がいない？～

もうすぐ60歳という場合、社会保険事務所で提示される年金見込額照会
回答票。見方がわからないというご相談をいただきました。

回答票をご覧になった方は、きっと頷かれると思います。

被保険者期間の回答票も厚生年金と国民年金では、様式が全く違います
ので、ここで全てご説明は出来ないのですが、よくご質問がある点を二つだけ
書いておきますね。

1. 制度共通年金見込額照会回答票の配偶者欄について
この票の右に「配偶者」の欄がある回答票で、配偶者がいらっしゃるにも
かかわらず、無とプリントされているケースがあります。
これは、その方の配偶者が加給年金の対象になっていない場合です。
2. 制度共通年金見込額照会回答票の総報酬「前」と「後」
総報酬前は平成15年3月までの被保険者期間月数
* 総報酬平均額に賞与が含まれていません。
総報酬後は平成15年4月以降の「被保険者期間月数」
* 総報酬平均額に賞与が含まれています。

★年金トピックス～年金基礎知識ーその4～

知って損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

今回は、60歳代前半の老齢厚生年金についてです。

老齢基礎年金は、65歳から受け取ることが出来ますが、66歳
以降に支給開始を遅らせると、支給開始を繰り下げた月数に
応じて年金額が増額されます。(繰り下げ月数上限は60月迄)
勘違いされている方がたまにいらっしゃるのですが、この制度は
60歳代前半の老齢厚生年金には適用されません。

受け取る側には、60歳代前半の老齢厚生年金も60歳代後半
の老齢厚生年金も同じに見えますが、出す側からすると違うんです。

60歳代前半の老齢厚生年金は、ある一定生年月日の人のための
60歳～65歳までの経過措置的**有期**年金です。

65歳からの老齢厚生年金が本来の年金で、60歳代前半の年金
は、年金の支給開始年齢が65歳に繰り上がったので、急に制度が
変わって困る人が出ないようにという救済措置的な意味合いもある
のです。

65歳までは会社で働くから、年金をもらわなくても生活は大丈夫。
だから今年金をもらわなければ、後で年金額が増えると思っておいで
だと、大きな間違いです。

乱暴な例えですが、この年金は「国が支給すると決めた歳から65歳
まで支給するのだ。支給する期間が決まっているのだから、遅れて
支給しても利子はつけない。」という性格の年金だと考えていただくと
判りやすいかもしれません。

~~~~~編集後記~~~~~

年金説明会を4月に開催させていただきます。

詳細が決まれば告知させていただきます。

それでは、2月20日にまたお目にかかりましょう！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

ブログ<http://nishiosr.weblogs.jp/nishio/>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
